

公益社団法人雪センター常勤役員報酬等支給規程

(総 則)

第1条 公益社団法人雪センター定款第26条の規定に基づき、常勤の役員（以下「常勤役員」という。）に対する報酬等の支給については、この規程の定めるところによる。

(給与の種類)

第2条 常勤役員の報酬等は、本給、地域手当、業務管理手当及び通勤手当とする。

(本給)

第3条 常勤役員の報酬の月額は、次のとおりとする。

理事長	530,000円
専務理事	424,000円

(地域手当)

第4条 地域手当の月額は、報酬の月額に100分の16を乗じて得た額とする。

(業務管理手当)

第5条 業務管理手当の月額は、報酬の月額に100分の41.3を乗じて得た額とする。

(通勤手当)

第6条 通勤手当は、通勤のため交通機関等を利用し、かつ、その運賃等を負担することを常例としている常勤役員に対して支給する。

2 通勤手当の額は、6箇月定期券の運賃相当額とし、年2回に分けて支払うものとする。

3 前2項のほか、通勤手当の支給については、一般職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）第12条の規定を適用するものとする。

(給与の支払)

第7条 常勤役員の報酬は、法令等に基づきその役員の給与から控除すべきものの金額を控除し、その残額を現金で直接本人に支払うものとする。ただし、常勤役員からの申し出があった場合においては、報酬の全部又は一部をその者の預金又は貯金への払い込み方法により支払うことができる。

(給与の支払日)

第8条 常勤役員の報酬等の支給日は、毎月16日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、その日に最も近い休日でない日に繰り上げて支給する。

(新たに常勤役員に任命された者の給与)

第9条 月の初日以外の日において、新たに常勤役員に任命された者に対するその月分の報酬等(通勤手当を除く。以下この条及び第8条において同じ。)については、報酬等月額をその月の休日(就業規則第9条第1項1号に定める休日をいう。以下同じ。)を除く日数で除して得た額に、新たに常勤役員に任命された日から月の末日までの休日を除く日数を乗じて得た額を支給する。

(常勤役員でなくなった者の給与)

第10条 月の末日以外の日において退職し、解任され、又は死亡して常勤役員でなくなった者に対するその月分の報酬等については、報酬月額を当月の初日から退職、解任又は死亡した日までの休日を除く当月の日数の日割りの額とする。

(端数の処理)

第11条 この規程の定めるところによる報酬等の計算において生じた円未満の端数の処理は、これを切り捨てるものとする。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行う。

(実施に関し必要な事項)

第13条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。